

人材投資促進 税制の改正

□人材投資促進税制

人材投資促進税制は、産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材育成に積極的に取り組む法人について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度です。

この税制は、基本制度と中小企業者の特例の2種類からなる制度で、平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度において適用されています。

基本制度は、教育訓練費を前2事業年度の平均額より増加させた場合、その増加額の25%相当額を当期の法人税額から控除（法人税額の10%が限度）するものです。

また、中小企業者の特例は、教育訓練費を前2事業年度の平均額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対して、税額控除率を乗じた金額を当期の法人税額から控除（法人税額の10%が限度）するもので、基本制度との選択適用となります。

□平成20年度改正

この制度が、平成20年度税制改正で、次のとおり改正されました。

(1)大企業

大企業については、当初の適用期限（平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度）をもって廃止されました。

(2)中小企業者

教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額の一定割合を税額控除する制度として、中小企業等基盤強化税制の中に位置づけることになりました。

この場合の中小企業者とは、大規模法人の子会社等を除いた資本金が1億円以下の法人をいいます。

なお、この改正は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに開始する事業年度において適用されます。

□新制度の内容



○空港で旅客機に乗るとき、機体の左側のドアから入る。降りるときも同じ左側。これは船に由来している。船は船尾から見て右側を右舷、左側を左舷といい、港で着岸するときには左舷を岸に接することになっている。現在の船の舵は船の中心についているが、昔の西洋の船は船尾に近い右側の側面舵であったので、反対側の左舷を岸に着けるようになった。



新制度においては、適用事業年度の労働費用（給与、法定福利費、教育訓練費）に占める教育訓練費の割合が0.15%以上である場合には、税額控除の適用を受けることができます。

税額控除は、適用事業年度の教育訓練費の総額×控除率（最大12%）となりますが、控除率は、次の算式で計算します。

$$8\% + (\text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15\%) \times 40$$

これによって、改正前は教育訓練費の増加額や増加割合をベースにしていたものが、教育訓練費の増減に関わらず、単純にその事業年度の支出額によることになりました。

□教育訓練費

教育訓練費の範囲については、「その使用人の職務に必要な技術または知識を習得させ、または向上させるために支出する費用」で、①教育訓練等を自ら行う場合の費用、②教育訓練等を委託する場合の費用、③教育訓練等に参加させる場合の費用、④教育訓練等の教科書等の購入、製作の費用、とされています。

なお、教育訓練の対象者は、法人の使用人とされており、正社員だけでなく、パートタイマーやアルバイトも含まれますが、法人の役員やその家族等は対象とはなりません。